平成２９年２月農業委員会定例会議事録

日時	平成２９年２月２０日（月）午後１時３０分～
場所	さぬき市役所３階　３０１・３０２会議室
	議事録署名委員の指名について
日程第１	諸報告
日程第２	農地法第３条に基づく申請審議について（会長提出議案第１号～第４号）
日程第３	非農地証明願について（会長提出議案第５号～第１０号）
日程第４	農地法第４条に基づく申請審議について（会長提出議案第１１号～第１３号）
日程第５	農地法第５条に基づく申請審議について（会長提出議案第１４号）
日程第６	農用地利用集積計画の審議について（会長提出議案第１５号）
日程第７	農業振興地域整備計画変更の答申について（会長提出議案第１６号～第４４号）
日程第８	農業経営改善計画の審査について（会長提出議案第４５号）
日程第９	その他
出席委員	1 塚原信雄　2 佐藤恭一　3 松岡 勝　4 新田秀雄　5 半田祐規 6 小川義洋　7 芳竹和政　10 小松啓一　11 山津敬治　12 蓮井ｾﾂ子 14 楠　豊　15 菊川仁美 16 真部徳夫　18 小林憲一（第 1 小委員長） 19 野﨑正博 23 田中好秋 24 蓮池秋男　25 鈴木登美雄 26 田中健次郎 27 廣瀬良一 28 有馬　守 29 大塚ﾉﾌﾞ子 30 植松文士　31 真部 茂 32 村瀬 昭　33 笠井修一 34 十川隆行　35 寒川　巧（運営委員長） 36 岩﨑治樹（会長職務代理者）　37 松原俊幸（会長）
欠席委員	8 石川智治　9 山根義夫　13 行梅義照　17 砂川喜久男　20 近藤 勉 21 大山博美　22 山田茂樹
事務局	藤井浩局長　山下智資課長補佐　佐藤仁美副主幹
傍聴者	無
※参考	平成２９年２月１３日（月）さぬき市農業委員会小委員会 平成２９年２月１４日（火）さぬき市農業委員会運営委員会

議長（会長）　では、ご案内を申し上げました平成２９年２月、農業委員会定例会の定刻が参りましたので、只今から始めたいと思います。最近春らしくなってきましたが、皆さんお体のほうは如何でしょうか。寒かったり暑かったり風邪引きやすい気候だそうですけど、気を付けて頑張って欲しいと思います。明日から新しい農業委員の募集がありますので、皆さん宜しくご協力のほどお願い致します。本日はたいへん議題がおおございますので、只今から始めたいと思いますので宜しくお願い致します。進行につきましては着席にて進行させて頂きます。本日の出席は３７名中３０名の出席で、農業委員会に関する法律第２７条第３項の規定に基づき、過半数の出席ですので成立することを宣言致します。では議事録の署名委員ですが私のほうから指名させて頂きます。３１番真部茂委員さん、３２番村瀬委員さん、両委員さん宜しくお願い致します。では本日の日程に沿って進めさせて頂きます。続いて事務局より諸報告がありますので宜しくお願い致します。

事務局　農地法第１８条第６項に基づく通知について、第１号から第４号まで労力不足などによる利用権の中途解約、次に使用貸借の返還通知について、第１号から第４号まで転用等よる利用権の中途解約について報告

議長（会長）　では日程第２、農地法第３条に基づく申請審議について、会長提出議案第１号から第４号を議題にし、一括上程致します。では事務局より説明を求めます。議案書の１ページをご覧頂いたらと思います。農地法第３条に基づく申請審議について。
会長提出議案第１号でございます。地区番号は●、受付年月日は平成２９年２月１日、譲渡人で●●●●●●●●●●●●●●様、譲受人で●●●●●●●●●●様、申請地は●●●●●●●●●●●●●●番●、同●●●●番です。台帳地目現況地目ですが１筆は畑、もう１筆は田でございまして、地積は田１筆が８７４㎡、畑が１筆４９５㎡で計１，３６９㎡でございます。譲渡人の申請事由は●●●●、譲受人の申請事由は●●●●●●●、権利は●●●●●、経営面積は１８，９５６．１６㎡、受人従事数で２人です。
続いて、会長提出議案第２号でございます。地区番号は●、受付年月日は平成２９年２月１日、譲渡人で●●●●●●●●●●●●●様、譲受人で●●●●●●●●●●●様、申請地は●●●●●●●●●●●●●番です。台帳地目現況地目共に田、地積は８２８㎡、譲渡人の申請事由は●●●●、譲受人の申請事由は●●●●●●●、権利は●●●●●、経営面積は１８，９５６．１６㎡でございます。受人従事数は２人でございます。
続いて、会長提出議案第３号でございます。地区番号は●、受付年月日は平成２９年２月１日、譲渡人で●●●●●●●様、譲受人で●●●●●●●様、申請地は●●●●●●●●●番●、他６筆でございます。台帳地目現況地目共に田、地積は田７筆で１，０９７．９２㎡でございます。譲渡人の申請事由は●●●●、譲受人の申請事由は●●●●●●●、権利は●●●●●、経営面積は６，１０６㎡でございます。受人従事数は２人です。

	続いて、会長提出議案第４号でございます。地区番号は●、受付年月日は平成２９年２月１日、譲渡人で●●●●●●●●様、譲受人で●●●●●●●●様です。申請地は●●●●●●●番●、他１０筆でございます。台帳地目現況地目でございますが、２ページをご覧頂いたらと思いますけど、田が９筆、畑が２筆でございます。地積でございますが田９筆で３，６３８㎡、畑２筆で２，００６㎡、計５，６４４㎡でございます。譲渡人の申請事由は●●●●●●●●でございます。譲受人の申請事由は●●●、権利は●●●●●、経営面積は５，７１２㎡、受人従事数は３人でございます。 １から３号につきましては、譲受人の●●●●●●●による案件でございます。権利は●●●●●を伴うものでございます。また４号につきましては、●●●●●●●●●●の案件でございます。いずれも、農地法３条の許可要件を満たすものと判断しております。 以上です。
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。本議案につきましても２月１３日の小委員会で協議していますので、小委員長の報告をお願い致します。
小林憲一委員	報告致します。去る１３日この１号から４号までの案件について審議致しました。●●●●で３号まで●●●●、●●●●ということで農地は耕作放棄地になる可能性があるところ、●●●●、●●●●と●●●●の為に●●●●●をしたものであります。また事務局より説明がありました●●●●については、●●●●●の●●●●ということで、別に問題は無かろうかという意見に第１小委員会は致しました。皆さんのご審議のほど宜しくお願いします。
議長（会長）	小委員長の報告が終わりました。議案第１号から第４号につきまして、質疑等がありましたら、ご発言を認めます。
全議員	「なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第１号から第４号につきましてお諮りします。議案第１号から第４号について異議ありませんか。
全議員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第１号から第４号を原案の通り認めることと致します。 続きまして、日程第３非農地証明願について。会長提出議案第５号から第１０号を議題とし、一括上程致します。それでは、事務局から説明を求めます。
事務局	議案書の３ページ目をご覧頂きたいと思います。今回の非農地証明の案件は６件ございまして、面積にして６，６４２㎡の１７筆ございます。それでは、個別案件についてご説明させて頂きます。

会長提出議案第５号及び第６号につきまして、関連性ございますので一括でご説明の後、資料のほうに移らせて頂きます。
第５号。地区番号●、受付年月日が平成２９年２月１日、申請人は●●●●●●●の●●●●様でございます。申請地は●●●●●●●●●●●●●番●、●●●●●●●●●●●●番●の２筆ございます。共に田、畑それに現況が原野となっておりまして、面積合計で２９６㎡ございます。申請理由と致しましては、平成１６年の台風により被害を行けた復旧が困難となったものでございます。
続きまして、会長提出議案第６号でございますが、申請地が●●●●●●●●●●●●番●、そしてそれ以降につきましては、●●●●●●●●●●●●番●及び●●●●番、そして●●●●●●●●●●●●●番●、同●●●●番●、同●●●●番●、同●●●●番●、同●●●●番●、同●●●●番●、同●●●●番●、同●●●●番●、で第６号議案につきましては田４筆、畑６筆で合計１０筆ございまして、１０筆合計で３，９０３㎡ございます。申請理由と致しましては、昭和５０年頃から４０年以上耕作不能の状態が継続しまして、山林化したものでございます。
まず第５号のお手元の資料でございますが、１ページ目から２ページ目をご覧頂きたいと思います。場所のほうでございますが、１ページ目の左側さぬき市●●●●●の●●●●●●から南へ約１．５㎞、●●●●●及び農道に挟まれた山腹に位置したところでございます。先程もご説明させて頂きました通り、当該地は自然災害により農地としての復旧が困難になった案件でございまして、また併せて農地所有者の高齢化、借り手不在から、隣接山林と共に雑木等が覆い茂り自然潰廃し、農地として復旧困難になったものでございます。で、最初の●●●●番●のほうが公図で申し上げますと、順番が逆でございまして２ページ目の左側のほうの赤に染まっている所が●●●●番●になります。それと戻って頂いて、１ページ目の右側のほうが●●●●番●になります。そして２ページ目のほうに進んで頂いて、右側の上に写真が付いておりますけども、●●●●番●が正面黒く影になっている電柱の右側の木が立っている一帯が●●●●番●、及び下側が●●●●番●になります。こちらのほうはトタンの波板の付いた所の部分でございますので、ご確認出来るかと思います。それと合わせて、第６号案件のほうになりますが、位置図３ページ目付いているのですが、小さくて見づらいのでございますけども、３ページの位置図の真中一番下に書いてある小さくて赤く書いてはいるのですけども、そちらの方が●●●●番●の場所になっていきます。それと二重枠で左側に書いている●●という字が書いている所に小さくございますが、そちらが●●●●番●になります。で、●●の上側に書いているのが３番目の●●●●番になります。そしてお戻り頂きまして●●の先程の、●●●●番●の右下に●●●●番●、及び●●●●番●がそこにございます。４番目と５番目の所がそこの所です。それとその左下に下がって頂いて、ご自宅●●●●と書いてある所の下側になるのが、６番目７番目に書いてあります●●●●番●、●●●●番●が繋がっているという所でございます。そして一番下の所に斜線引きで書いている、●●●

●●●●のちょっと上側にございますが、そちらに残りの●●●●番●、●●●●番●、●●●●番●がある所になります。で、そちらの場所を４ページ目の左側が●●●●番●の公図になります。それで４ページの右側が●●●●番●の公図になります。そして５ページ目の左側が●●●●番になります。で、５ページ目の右側の左側に●●●●番●と●●●●番●になります。それと公図は大きくなっていますけど６ページ目の左側、右上から申し上げますと読み取れるとは思いますが●●●●番●、その下に●●●●番●、それと真中の所ございますが移って頂いて●●●●番●、及び●●●●番●、そして左一番下図面の真中所にあるのが●●●●番●の地番になっていきます。それと戻って６ページ目の右側及び７、８ページに全部で１０筆の所の写真をお付けしている関係になります。で、ご覧の通り印刷のカラーの陰で黒くなっている所がございますけども、見て頂いてもうだいぶん耕作出来る状況じゃないということが読み取れるかと思っております。

続きまして、会長提出議案第７号でございます。地区番号●、受付年月日が平成２９年２月１日、申請人は●●●●●●●の●●●●●様でございます。申請地は●●●●●●●●●●●●●番、台帳畑、現況宅地、地積１９８㎡ございます。申請理由は農業用資材、機材等の保管場所の為の倉庫となっております。建築面積にいたしまして５５㎡ございます。お手元の資料の９ページ、１０ページ目をご覧頂きたいと思います。場所のほうでございますが、さぬき市●●●●●●●●●北詰から北西に１９０ｍ、●●北側に位置しておりまして当該地は申請者所有農地の一角にあたり、平成１０年ごろ農作業の利便性の向上を図る為に、農業経営施設農舎として平屋１棟約５５㎡を設置し、今般の農地法の適用を受けないとして申請されたものでございます。なお、自宅からは５㎞ほど先に行った所が、この申請地でございます。で、申請地のほうは９ページ目の左側、それと公図をお付けしている所でご確認出来ると思います。それと、１０ページ目の右、カラーコピーの全面で、上下でビニールハウスの所で農機具等が入っている、いうことが確認とれると思われます。

続きまして、会長提出議案第８号でございます。地区番号●、受付年月日が平成２９年２月１日、申請人は●●●●●●●●●●●●様でございます。申請地は●●●●●●●●●●●●●●番で、台帳地目畑、現況山林で、地積６０７㎡ございます。申請理由は昭和４６年頃から４０年以上耕作不能な状態が継続し、山林化したものでございます。お手元の資料の１１ページ目から１２ページ目をご覧頂きたいと思います。場所のほうでございますが、さぬき市●●●●●●●●●から南東へ約１．１㎞、●●●●●●●西側に位置しておりまして、申請地は先代からの相続による取得。当該地は進入路も狭く借り手不在となり隣接山林と共に雑木等が覆い茂り自然潰廃し、農地として復旧困難となったものでございます。お手元の資料の１２ページ目をご覧になったら、写真等お付けしております通り、１枚、２枚、３枚と方角からいって東から西方向へ向いて撮影されたものでございまして、①でいいますと鉄塔が確認出来るかと思いますが、その左下山林の稜線部の下がっている所が今回の当該地となっている所でご確認出来るかと思いますので、ご理解頂きたいと思います。

続きまして、会長提出議案第９号でございますが、議案書の４ページ目をご覧頂きたいと思います。会長提出議案第９号、地区番号●、受付年月日が平成２９年２月１日、申請人は●●●●●●●●●●●●様でございます。申請地は●●●●●●●●●●●●●番●、同●●●●●●の２筆ございまして、台帳地目田畑、そして現況が２筆とも山林で、地積合計で１，４３９㎡ございます。申請理由と致しましては、平成元年頃から２０年以上耕作不能な状態が継続し、山林化したものでございます。お手元の資料の１３ページ目、１４ページ目をご覧頂きたいと思います。場所のほうでございますが、さぬき市●●●●●●●●●●●●●●の東側に入った所で、●●●から北東へ約２００ｍの山際に入った所でございます。申請地は●●からの●●による取得で、当該地を管理すべき申請人は高齢で介護施設に入居しており、親族は遠隔地におり借り手不在となり、今般農地法としての適用を受けない土地としての申請されたものでございます。また、あらかじめ地元農業委員さんの意見としての了承を得ている状況でございます。
続きまして、会長提出議案第１０号でございます。地区番号●、受付年月日が平成２９年２月１日、申請人は●●●●●●●●様でございます。申請地は●●●●●●●●●番●、台帳畑、現況宅地、地積１９９㎡ございます。申請理由は、農業用資材、機材等の保管場所の為の倉庫でございまして、建築面積が５８．８８㎡ございます。お手元の資料の１５ページ目、１６ページ目をご覧頂きたいと思います。場所のほうでございますが、さぬき市●●●●●●●東詰から南へ約１８０ｍ、●●●及び●●●合流地の南側に入っておりまして、●●●●●●●●に隣接したところでございます。平成４年頃、申請地は周辺自己農地を管理すべき、農業用経営施設農舎１棟５８．８８㎡、ビニールハウス１棟２５㎡を建築されたものでございます。ついては農地の適用を受けない土地として改めて申請されたものでございます。お手元の資料１６ページのほうにその建物、航空写真と現況写真をお付けしております通り、ご覧の通りスレートの農舎１棟５８．８８㎡が、画像資料のＮｏ．１であれば左側に確認出来るかと思います。それと同時に、黒くなっておりますけども、もう一つビニールハウス１棟２５㎡も確認出来るかと思います。
以上で今回の非農地証明案件については６件でございます。

議長（会長）　事務局の説明が終わりました。本議案につきましても先日小委員会で現地確認等を行っておりますので、小委員長の報告をお願い致します。

小林憲一委員　非農地証明についてご報告致します。第５号、６号、８号、９号、いずれも現地を確認行きました。５、６については山間部の中で耕作している田んぼについて、現在はすでに山林化して現地は再生不能いうことでございました。農業用資材については、●●●●が農業をするということで本宅から相当な距離の田んぼへ耕作するということで、これも止むを得ないかなという結論に至っております。第１０号議案についても農業用資材の保管場所ということで、これも納屋ということで第１小委員会では決定致しました。非農地証明についてご

審議お願い致したいと思います。
以上です。

議長（会長）　小委員長の報告が終わりました。議案第５号から第１０号につきまして質疑等がございましたら発言を認めます。

全委員　「なし。」との声あり。

議長（会長）　それでは議案第５号から第１０号につきましてお諮りします。議案第５号から第１０号について異議ありませんか。

全委員　「異議なし。」との声あり。

議長（会長）　それでは、議案第５号から第１０号を原案の通り認めることと致します。
続きまして、日程第４農地法第４条に基づく申請審議について、会長提出議案第１１号から第１３号を議題とし一括上程致します。なお、議案第１１号につきましては新田委員さんの関係議案でございますので、あとで除席対象となりますので、あとで別審議と致します。事務局からの説明を求めます。

事務局　農地法第４条につきましては今回全部で３件ございます。除席対象部も含めまして面積にいたしまして、２，６５５．６８㎡の６筆ございます。
それでは、第１１号案件以外の第１２、第１３号についてご説明をさせて頂きます。
会長提出議案第１２号、地区番号●、受付年月日平成２９年２月１日、申請人は●●●●●●●●●様でございます。申請地は●●●●●●●●●●番●、台帳田、現況宅地、地積１３０㎡ございます。転用目的は●●●●でございまして建築面積が５９．５６㎡、工事着完年月日が平成２年４月１日から同年９月１０日でございます。農地区分は第２種農地と判断し無断転用の是正で併せ利用地がございます。お手元の資料の１９ページ目から２０ページ目をご覧頂きたいと思います。場所のほうでございますが、さぬき市●●●●●●●●●から南へ約５２０ｍ、●●●●●●●の西側に入った所で、●●●●●●に隣接しております。周辺は山林が迫る農地と宅地が点在しておりまして、申請地の隣接は宅地、田及び市道に接しております。お手元の資料の２０ページ目をご覧頂きたいと思いますが、こちらに土地利用計画図をお付けしておりますけども、母屋建て替えに伴いまして、平成２年頃、家人の子息成長に伴う住宅建築した時に、居宅の一部が農地に建っていることが判明した為、今回●●●●として是正を行うものでございます。
続きまして、会長提出議案第１３号でございます。地区番号●、受付年月日平成２９年２月１日、申請人は●●●●●●●●●●●●様でございます。申請地は●●●●●●●●●●●●番●、同●●●番●の２筆ございまして、台帳現況共に田、地積２筆合計で９７３．６８㎡ございます。転用目的は●●●●

で建築面積が２３０．９０㎡でございます。工事着完予定年月日が平成２９年４月１０日から同年９月３０日を計画しておりまして、こちら農地区分は第２種農地と判断し、農振個別除外を終えているものでございます。なお、申請日は平成２５年の２月提出分でございます。お手元の資料の２１ページ目から２２ページ目をご覧頂きたいと思います。場所のほうでございますが、さぬき市●●●●●●●●●●●●●●●●●から南へ約２９０ｍ、●●●●●●●●●●●●の北側に入った所で、●●●●●●●に隣接しておりまして、ご覧の通り周辺は住宅と農地が点在しております。申請地の隣接は公衆道路及び農道に接しております。お手元の資料の２２ページ目をご覧頂きたいと思いますが、こちらに土地利用計画図をお付けしております通り、申請人は当該地周辺地ですでに●●●●●●を経営しておりまして、経営が好調なことから新たな事業収益を上げる為に、新たな●●●●●●●●●●●を確保する目的で、今般転用申請に及んだものでございます。なお、地元水利組合はじめ土地改良区及び周辺農地関係者の同意も得ている状況でございます。
以上でございます。

議長（会長）　事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましても先日小委員会で現地確認等を行っておりますので、小委員長報告を求めます。

小林憲一委員　農地法第４条について報告致します。第１２号議案については●●●●ということ、それと無断転用ということで無断転用解消という意味あいと思います。それと第１３号、地元水利組合等の書類も揃っておりますということで、別段問題なかろうかと思われます。皆さんにおいてもご意見、ご審議、宜しくお願いします。

議長（会長）　小委員長の報告が終わりました。議案第１２号及び第１３号につきまして、質疑等がありましたら発言を認めます。

佐藤恭一委員　１２号案件で一部いうことで申請しているのですけど、●●●●番●の宅地の部分を上手く利用になっているのですかね。全部ひっくるめても十分５００いっている感じなのに、なんで分割しているのかということと、申請の仕方がなんで分割しないといかんのかということがよく分からん。

事務局　公図の１９ページの所の空欄の●●●●●●の所だと思うのですが、それと併せ利用地の関連性かというご指摘と思いますが、●●●●●●別の方、息子さんのほうが新たな●●をされているという部分と申請部分でありまして、申請地及び併せ利用地につきましてのほうは、現在父親になる方が遡ること、平成２年頃●●●●●おり、南側に出ていた分の関連性が、こちらの赤の申請地と併せ利用地の旧利用部分ということで、ご理解頂きたいと思います。

佐藤恭一委員　分かりました。有難うございました。

議長（会長）　お諮り致します。議案第１２号及び１３号について他に異議ありませんか。

全委員　「異議なし。」との声あり。

議長（会長）　それでは、議案第１２号及び第１３号について原案の通り認めることとし、香川県に進達致します。
続きまして、新田委員さんの関連議案である議案第１１号の審議に入りますので、新田委員さんの退席を求めます。

（新田委員・・・退席）

議長（会長）　それでは、事務局から説明を求めます。

事務局　会長提出議案第１１号でございます。地区番号●、受付年月日平成２９年２月１日、申請人は●●●●●●●●様でございます。申請地は●●●●●●●●●●番、同●●●●番、同●●●●番の３筆ございます。台帳現況共畑でございまして、畑合計で１，５５２㎡ございます。転用目的は●●●●●●●でございまして、工事着完予定年月日が本年４月１日から同年９月３０日を計画し、第２種農地と判断し併せ利用地がございます。お手元の資料の１７ページ目から１８ページ目をご覧頂きたいと思います。場所のほうでございますが、さぬき市●●●●●●●東詰から北へ約３００ｍいった所で、●●●東側方向へ入った所で、申請地の隣接が水路、農道、雑種地及び山林に接しております。お手元の資料の１８ページ目をご覧頂きたいと思います。こちらに土地利用計画図等をお付けしておりますけども、ご覧の通り申請人による今後の生活の糧を得る為に、●●●●●●●●●●●として転用したいとして申請に及んだものでございます。整地した敷地に●●、●●●●の●●●、●●●●●●●●●●を設置し、敷地内の●●から南西にある●●●●へと●●する計画でございます。また、●●●●及び●●への●●●●でございまして、事業の実施も確実であることから許可相当と判断するものでございます。
以上でございます。

議長（会長）　事務局の説明が終わりました。本議案につきましても先日小委員会で協議していますので、小委員長の報告をお願い致します。

小林憲一委員　報告致します。第１１号議案につきましては現場を確認致しました。地目は畑地ですけど共には無理かと思われます。一応●●●●●ということで別に問題は無かろうかと思われます。宜しくご意見ありましたら申し出て下さい。

議長（会長）　小委員長の報告が終わりました。議案第１１号につきまして、質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員	「なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第１１号につきましてお諮りします。議案第１１号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第１１号を原案の通り認めることと致します。退席している新田委員さんの再入場を認めます。 （新田委員・・・再入場、着席）
議長（会長）	続きまして、日程第５。農地法第５条に基づく申請審議について、会長提出議案第１４号を議題と致します。事務局からの説明を求めます。
事務局	議案書の６ページ目をご覧頂きたいと思います。今回の５条案件については１件でございます。 会長提出議案第１４号、地区番号●、受付年月日平成２９年２月１日、譲渡人は●●●●●●●●様から譲受人は●●●●●●●●●様外１名でございます。申請地は●●●●●●●●●●番●、台帳現況共田、地積２８９㎡ございます。転用目的は●●●●で、建築面積７９．４９㎡ございます。工事着完予定年月日が平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日を計画し、●●●●設定をし、第２種農地と判断しております。こちらも平成２８年１０月に農振個別除外の手続きを終えているものでございます。お手元の資料の２３ページ目から２４ページ目をご覧頂きたいと思います。場所のほうでございますが、さぬき市●●●●●●●●●●●●●から南へ約６３０ｍ、●●●●●●●●●●●●の南側に位置し、●●●●●に隣接しておりまして、周辺は農地と住宅が点在しております。申請地の隣接は市道及び田に接しております。お手元の資料の２４ページ目をご覧頂きたいと思います。こちらに土地利用計画図等をお付けしておりますけども、借人によります●●●●に伴う●●●●●●の為に●所有農地の所に●●●●●●●●●●●●㎡、盛り土２０ｃｍの●●を●●したく転用申請に及んだものでございます。なお、地元水利組合をはじめ土地改良区及び周辺農地関係者の同意も整っている状況でございます。 以上でございます。
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましても先日小委員会で現地確認等を行っておりますので、小委員長の報告をお願い致します。
小林憲一委員	ご報告致します。５条案件につきまして●●●●の親族の方が買う予定、●●●●●ということです。別に必要な書類等、問題は無かろうかと思われます。

	皆さんのご審議宜しくお願い致します。
議長（会長）	小委員長の報告が終わりました。議案第１４号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは議案第１４号につきましてお諮りします。議案第１４号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、原案の通り認めることとし、香川県に進達致します。 続きまして、日程第６。農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第１５号を上程致します。なお、今月の議案の整理番号１０番が十川委員さん、３４番が有馬委員さんの関係議案になりますので、あとで除席対象となりますので宜しくお願い致します。では事務局からの説明を求めます。
事務局	議案書の７ページをお開き下さい。この２件に関しては先月審議頂いた件の２件となっております。 まず整理番号１番、権利の受け手農家さんが●●●●様、貸し手が公益財団法人香川県農地機構でございます。権利の種類は●●●●●、筆数は３筆、地目は田、面積は１，６８２㎡、移転の時期は平成２９年２月２１日となっております。 同じく、整理番号２番、権利の受け手農家さんが●●●様、貸し手が公益財団法人香川県農地機構、権利の種類は●●●●●、筆数は５筆、地目は田、面積は４，５１６㎡、移転の時期は平成２９年２月２１日となっております。 続きまして、８ページをお開き下さい。先程会長が言われたように、●●●●さん、●●●●さんの議案を除いて４５件です。個人が３０件、法人が５件、中間管理機構が１０件となっております。４５件の内新規が１４件、再設定が３１件で、内賃貸借権が１６件、使用貸借権が２９件でございます。なお、賃貸借権の内訳としまして、現金が１４件で１，０００円から２７，５００円、物納が２件となっております。尚期間は１０年１１件、６年１４件、５年７件、３年１２件、１年１件となっております。 以上です。
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。質疑に入ります。なお、本件につきましては案件が多いので一括して質疑に入りたいと思いますので、質疑ある場合は整理番号指定の上ご発言願います。
全委員	「なし。」との声あり。

議長（会長）	それでは、議案１５号について十川委員さんと有馬委員さんの関係のものについて、原案以外のものについて原案の通り認めることとして宜しいでしょうか。
全委員	「はい。」との声あり。
議長（会長）	では、原案の通り認めることと致します。続きまして、十川委員と有馬委員の関係議案になりますので、整理番号１０番と３４番の審議に入りますので、十川委員さんと有馬委員さんの退席を求めます。 （十川委員、有馬委員・・・退席）
議長（会長）	では、事務局より説明を求めます。
事務局	委員さんの議案については、●●●●さんの更新が１件となっております。３年の賃借権。●●●●さんの件に関しては更新の６年が１件、６年の使用貸借権となっております。 以上です。
議長（会長）	説明が終わりました。質疑等はありませんか。
全委員	「なし。」との声あり。
議長（会長）	なければ原案の通り認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「はい。」との声あり。
議長（会長）	では原案の通り承諾致します。 退席されている十川委員さん、有馬委員さんの再入場を認めます。 （十川委員、有馬委員・・・再入場、着席）
議長（会長）	それでは、ただ今農用地利用集積計画が認められたので、追加議案として農用地利用配分計画を上程したいと思いますが、如何でしょうか。
議長（会長）	暫時休憩いたします。
議長（会長）	再開致します。 それでは、会長提出追加議案第１号。農用地利用配分計画の承認について、を追加議案致します。事務局より説明を求めます。

事務局　それでは、今お配りした配分計画をご覧ください。今月の農用地利用配分計画に関しましては３１議案ございます。買付先は個人が２３人、法人が８法人で、区域内は個人が２３件、法人が８件となっております。設定する権利等については賃借権が４件、利用貸借権が２７件でございます。期間は１０年が１８件、６年が１０件、３年が３件となっております。利用内容については水稲、野菜が中心となっております。
以上です。

議長（会長）　事務局の説明が終わりました。質疑等ありませんでしょうか。

全委員　「なし。」との声あり。

議長（会長）　なければ原案の通り認めることとして宜しいでしょうか。

全委員　「はい。」との声あり。

議長（会長）　では原案の通り承認致します。
続きまして、日程第７、農業振興地域整備計画変更の答申について、会長提出議案第１６号から第４４号を一括上程します。事務局からの説明を求めます。

事務局　農業振興地域整備計画変更の答申についてということで、追記をお願いしたいところがございまして、議案書の１７ページの第４３号で備考欄の資料ページがとんでおります。５１です。それからその下の４４号ですけども、資料ページ５２でございます。すいませんが追記をお願い致します。
それでは議案書の１３ページをお開き頂いたらと思います。
会長提出議案第１６号でございます。地区番号●、受付年月日平成２９年２月１日、変更前の土地利用者●●●●●●●様、変更後の土地利用者●●●●●●●●●●●●●●株式会社、変更しようとする土地の所在面積●●●●●●●●●●●番●、登記簿地目現況地目共に田、面積は８６５㎡です。除外前の用途区分は農地、除外後の用途は●●●●、農地区分は第２種農地です。資料につきましては１ページから２ページでございまして、この部屋の後ろに閲覧しておりますのでご覧頂いたらと思います。位置でございますが、●●●●●の跡地から南へ●●●●●を越えまして約２２０ｍの所が位置でございます。
続いて、会長提出議案第１７号でございます。地区番号●、受付年月日平成２９年２月１日、変更前の土地利用者●●●●●●●●●●●●●●様、変更しようとする土地の所在面積●●●●●●●●●●●●●番●、登記簿地目現況地目共に田、面積は１，９１９㎡、除外前の用途区分は農地、除外後の用途は●●●●●●●、農地区分は第２種農地、資料につきましては３ページから４ページでございます。位置でございますが、●●●●●●から北へ約１６０ｍいっ

た所が位置でございます。
続いて、会長提出議案第１８号でございます。地区番号●、受付年月日平成２９年２月１日、変更前の土地利用者●●●●●●●●様、変更後の土地利用者●●●●●●●様、変更しようとする土地の所在面積●●●●●●●●番、登記簿地目現況地目共に田、面積は４９９㎡、除外前の用途区分は農地、除外後の用途は●●●●、農地区分は第２種農地、資料につきましては５ページから６ページでございます。位置でございますが、●●●●●●から南西へ約３４０ｍいった所でございます。この●●●●様は●●●●様の娘さんの夫でございます。
続きまして、会長提出議案第１９号でございます。地区番号●、受付年月日平成２９年２月１日、変更前の土地利用者●●●●●●●●●●●●●●●様、変更しようとする土地の所在面積●●●●●●●番●、登記簿地目現況地目共に田、面積は４２６㎡、除外前の用途区分は農地、除外後の用途は●●●、農地区分は第２種農地、資料につきましては７ページから８ページでございます。位置でございますが、●●●●から南東へ約８５０ｍいった所でございます。
続きまして、会長提出議案第２０号でございます。地区番号●、受付年月日平成２９年２月１日、変更前の土地利用者●●●●●●●●●●様、変更しようとする土地の所在面積●●●●●●●●●番●、登記簿地目現況地目共に田、面積は１，０１８㎡、除外前の用途区分は農地、除外後の用途は●●●●●●●、農地区分は第２種農地、資料につきましては９ページから１０ページでございます。位置でございますが、●●●●●●から北へ約１３０ｍいった所でございます。
続きまして、会長提出議案第２１号でございます。地区番号●、受付年月日平成２９年２月１日、変更前の土地利用者●●●●●●●●●様、変更後の土地利用者●●●●●●●●●様、変更しようとする土地の所在面積●●●●●●●●●番、登記簿地目現況地目共に田、面積は３００㎡、除外前の用途区分は農地、除外後の用途は●●●●、農地区分は第１種農地です。資料につきましては１１ページから１２ページでございます。位置でございますが、●●の●から北西へ約２１０ｍいった所でございます。変更前の土地利用者が、ご実家のすぐ東側に●●●●の●を●●するものでございます。●●●●の所有地につきましては一筆しかございませんので、そこの場所で●を計画するというものでございます。
続きまして、会長提出議案第２２号でございます。地区番号●、受付年月日平成２９年２月１日、変更前の土地利用者●●●●●●●●様、変更しようとする土地の所在面積●●●●●●●●●番、登記簿地目現況地目共に田、面積は９９９㎡、除外前の用途区分は農地、除外後の用途は●●●●、農地区分は第１種農地、資料につきましては１３ページから１４ページでございます。位置でございますが、●●●●●●●から南へ約１８０ｍいった所でございまして、現在の●●から●●●●●●するものでございます。これは県の工事による●●にかかわる為、●●●●を余儀なくされまして、新たに自己所有地の中

から選定したものでございまして、除外要件に合致する場所を選定して、今回除外しようとするものでございます。
続きまして、会長提出議案第２３号でございます。地区番号●、受付年月日平成２９年２月１日、変更前の土地利用者●●●●●●●●●様、変更後の土地利用者●●●●●●●●●●●●●●●、変更しようとする土地の所在面積●●●●●●●●●●番●、同●●●●番●です。登記簿地目現況地目共に田、面積は田２筆で１，５００㎡、除外前の用途区分は農地、除外後の用途は●●●●●●●、農地区分は第２種農地、資料につきましては１５ページから１６ページでございます。位置でございますが、現在既存の施設のすぐ北側を除外しようとするものでございます。
続きまして、会長提出議案第２４号でございます。地区番号●、受付年月日平成２９年２月１日、変更前の土地利用者●●●●●●●●●様、変更しようとする土地の所在面積●●●●●●●●●●番●、登記簿地目現況地目共に田、面積は１，１１２㎡、除外前の用途区分は農地、除外後の用途は●●●●●●、農地区分は第２種農地、資料につきましては１７ページから１８ページでございます。位置でございますが、先程の●●●●●さんから東へ約６０ｍいった所でございます。
続いて１４ページでございます。会長提出議案第２５号でございます。地区番号●、受付年月日平成２９年２月１日、変更前の土地利用者●●●●●●●●●様、変更後の土地利用者●●●●●●●●●●●、変更しようとする土地の所在面積●●●●●●●●●●番●、登記簿地目現況地目共に田、面積は１，３８７㎡、除外前の用途区分は農地、除外後の用途は●●●●、農地区分は第２種農地、資料につきましては１９ページから２０ページでございます。位置でございますが、現在●●●●●の所にある●●●●●●●●を渡ってすぐ西側に、●●●●として除外しようとするものでございます。
続きまして、会長提出議案第２６号でございます。地区番号●、受付年月日平成２９年２月１日、変更前の土地利用者●●●●●●●●●●●●●様、変更後の土地利用者●●●●●●●●●●●●●様、変更しようとする土地の所在面積●●●●●●●●●●●●●番●、登記簿地目現況地目共に田、面積は４９８㎡、除外前の用途区分は農地、除外後の用途は●●●●●●●、農地区分は第３種農地、資料につきましては２１ページから２２ページでございます。位置でございますが、●●●●●から東へ約１８０ｍいった所でございます。
続きまして、会長提出議案第２７号でございます。地区番号●、受付年月日平成２９年２月１日、変更前の土地利用者●●●●●●●●●●●●様、変更後の土地利用者●●●●●●●●●●●●●、変更しようとする土地の所在面積●●●●●●●●●●●●●番●、他２筆でございます。登記簿地目現況地目共に田、面積は田３筆で２，１１１㎡、除外前の用途区分は農地、除外後の用途は●●●●、●●●、●●●●●となっております。農地区分は第２種農地、資料につきましては２３ページから２４ページでございます。位置でございますが、●●●●●●●のすぐ南が位置でございます。
続きまして、会長提出議案第２８号でございます。地区番号●、受付年月日平

成２９年２月１日、変更前の土地利用者●●●●●●●●●●●●●様、変更後の土地利用者●●●●●●●●●●●様、変更しようとする土地の所在面積●●●●●●●●●●●●●番●、登記簿地目現況地目共に田、面積は４９２㎡、除外前の用途区分は農地、除外後の用途は●●●●、農地区分は第２種農地、資料につきましては２５ページから２６ページでございます。位置でございますが、●●●●から東へ約２５０ｍいった所でございます。
続きまして、会長提出議案第２９号でございます。地区番号●、受付年月日平成２９年２月１日、変更前の土地利用者●●●●●●●●●●●●様、変更しようとする土地の所在面積●●●●●●●●●●●●●番●、登記簿地目現況地目共に田、面積は１，８１８㎡、除外前の用途区分は農地、除外後の用途は●●●●●●●、農地区分は第２種農地、資料につきましては２７ページから２８ページでございます。位置でございますが、●●●●●●●●から南東へ約７６０ｍいった所にありまして、自宅の南側にあります農地を除外しようとするものでございます。
続きまして、会長提出議案第３０号でございます。地区番号●、受付年月日平成２９年２月１日、変更前の土地利用者●●●●●●●●●●●●●様、変更後の土地利用者●●●●●●●●●●●●●●、変更しようとする土地の所在面積●●●●●●●●●●●●●番●、登記簿地目現況地目共に田、面積は３７８㎡、除外前の用途区分は農地、除外後の用途は●●●●、農地区分は第２種農地、資料につきましては２９ページから３０ページでございます。位置でございますが、現在ある●●●●さんから北東へ約５０ｍ、既存の資材置場のすぐ北側を除外しようとするものでございます。これにつきましては、以前に除外する計画として出てきたものでありますが、その後県の指導等がありまして規模を縮小して再度除外申請したものでございます。
続きまして、会長提出議案第３１号でございます。地区番号●、受付年月日平成２９年２月１日、変更前の土地利用者●●●●●●●●●●様、変更後の土地利用者●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●、変更しようとする土地の所在面積●●●●●●●●●●●●番●、登記簿地目現況地目共に田、面積は３４４㎡、除外前の用途区分は農地、除外後の用途は●●●、農地区分は第２種農地、資料につきましては３１ページから３２ページでございます。位置でございますが、●●●にかかります●●●地区の●●から西へ約４３０ｍいった所です。既存の施設で●●●●●●さんという所があるのですが、そこのすぐ南側を駐車場として除外しようとするものでございます。
続きまして、会長提出議案第３２号でございます。地区番号●、受付年月日平成２９年２月１日、変更前の土地利用者●●●●●●●様、変更後の土地利用者●●●●●●●様、変更しようとする土地の所在面積●●●●●●●●●番●、登記簿地目現況地目共に畑、面積は２３８㎡、除外前の用途区分は農地、除外後の用途は●●●●●●●●、農地区分は第２種農地、資料につきましては３３ページから３４ページでございます。位置でございますが、●●●●●●から西へ約１５０ｍいった所です。●●●●さんは●●●さんの娘さんの夫でございまして実家の傍に住宅を建築しようとして除外するものでございま

す。
続いて１５ページでございます。会長提出議案第３３号でございます。地区番号●、受付年月日平成２９年２月１日、変更前の土地利用者●●●●●●●●●●様、変更後の土地利用者●●●●●●●●●様、変更しようとする土地の所在面積●●●●●●●●●●●番●、登記簿地目現況地目共に畑、面積は４９８㎡、除外前の用途区分は農地、除外後の用途は●●●●、農地区分は第２種農地、資料につきましては３５ページから３６ページでございます。
続きまして、会長提出議案第３４号でございます。地区番号●、受付年月日平成２９年２月１日、変更前の土地利用者●●●●●●●●●●様、変更しようとする土地の所在面積●●●●●●●●●●●番●、登記簿地目現況地目共に畑、面積は３２㎡、除外前の用途区分は農地、除外後の用途は●●●、農地区分は第２種農地、併せ利用地がございまして、資料につきましては３７ページから３８ページでございます。３３、３４号につきましては関連がございます。●●●●さんは●●●●さんの子供にあたりまして、ご実家の傍で●を●●●ということでございます。なお、３４号の●●●につきましては、●●●●さんの農業用倉庫に行く為の●●●●●●を確保するということで除外するものでございます。
続きまして、会長提出議案第３５号でございます。地区番号●、受付年月日平成２９年２月１日、変更前の土地利用者●●●●●●●●●様、変更しようとする土地の所在面積●●●●●●●●●●●番●、登記簿地目現況地目共に田、面積は３１８㎡、除外前の用途区分は農地、除外後の用途は●●●●●●、農地区分は第３種農地、資料につきましては３９ページから４０ページでございます。位置でございますが、●●●●●から北へ約２００ｍいった所でございます。
続きまして、会長提出議案第３６号でございます。この３６号から３７号、３８号のつきましては関連がございます。変更後の土地利用者が同じで除外後の用途も同じですので一括して朗読説明をさせて頂きます。まず３６号でございますが、地区番号●、受付年月日平成２９年２月１日、変更前の土地利用者●●●●●●●●●●様、３７号でございますが、変更前の土地利用者●●●●●●●●●●様、３８号でございますが、変更前の土地利用者●●●●●●●●●様です。変更の土地利用者●●●●●●●●●●●●●でございます。変更しようとする土地の所在面積３６の上から朗読します。●●●●●●●●●番●、同●●●●番●、３７号でございますが●●●●●●●●●●番●、同●●●●番●、３８号でございますが●●●●●●●●●●番●、同●●●●番●でございます。登記簿地目現況地目につきましてはいずれも田でございます。面積につきましては３６、３７，３８計田で６筆ございまして４，６０７㎡でございます。除外前の用途区分は農地、除外後の用途は●●●●●●●●●●●となっております。農地区分は第２種農地、併せ利用地が有りまして、資料につきましては４１ページから４２ページでございます。位置でございますが、さぬき市の●●●●●●●●から北側の農地と市道を渡りまして９０ｍ位いきました農地の除外ということでございます。

続きまして、会長提出議案第３９号でございます。地区番号●、受付年月日平成２９年２月１日、変更前の土地利用者●●●●●●●●●様、変更後の土地利用者●●●●●●●●●●●●●●●●、変更しようとする土地の所在面積●●●●●●●●●●番●、登記簿地目畑、現況地目宅地、面積は２８１㎡、除外前の用途区分は農地、除外後の用途は●●●、農地区分は第２種農地、無断転用で併せ利用地が有ります。資料につきましては４３ページから４４ページでございます。

続いて１６ページでございます。会長提出議案第４０号でございます。地区番号●、受付年月日平成２９年２月１日、変更前の土地利用者●●●●●●●●●様、変更後の土地利用者●●●●●●●●●●●●●●●●、変更しようとする土地の所在面積●●●●●●●●●●番●、他３筆でございます。登記簿地目１筆が畑、３筆が田でございます。現況地目４筆共宅地でございます。面積は４筆合わせて１，４５１㎡でございます。除外前の用途区分は農地、除外後の用途は●●●、●●、●●でございます。農地区分は第１種農地、無断転用で併せ利用地がございます。資料につきましては４５ページから４６ページでございます。３９、４０号でございますが関連がございまして、位置につきましては●●●●●●●●●●●●から北へ約６７０ｍいった所です。３９号につきましては、●●●●●●●を確保するということで除外が出ております。また４０号につきましては、●●●●●、また●●●●●●●の確保ということで出ている案件でございますが、いずれも無断転用の是正ということで申請が上がっているものでございます。

続きまして、会長提出議案第４１号でございます。地区番号●、受付年月日平成２９年２月１日、変更前の土地利用者●●●●●●●●様、変更後の土地利用者●●●●●●●●●●●●●●、変更しようとする土地の所在面積●●●●●●●●●番●、登記簿地目現況地目共に田、面積は７６４㎡、除外前の用途区分は農地、除外後の用途は●●●、農地区分は第２種農地、併せ利用地がございます。資料につきましては４７ページから４８ページでございます。位置でございますが、●●●●●から南東へ約３８０ｍいった所でございまして、県道の●●●●●●●沿いにある●●●●●●●●●●●のすぐ北側を●●●として除外しようとするものでございます。

続きまして、会長提出議案第４２号でございます。地区番号●、受付年月日平成２９年２月１日、変更前の土地利用者●●●●●●●●様、変更しようとする土地の所在面積●●●●●●●●●番●、他２筆でございます。登記簿地目３筆共田、現況地目３筆共宅地です。面積は３筆合わせまして６８１㎡でございます。除外前の用途区分は農地、除外後の用途は●●、●●●●●です。農地区分は第２種農地、無断転用で併せ利用地がございます。資料につきましては４９ページから５０ページでございます。位置でございますが、●●●●の●●●●から南東へ約６３０ｍ行きますと●●●●●がありまして、さらに南東へ２３０ｍ行った所が位置でございます。これにつきましては無断転用の是正ということで上がっております案件でございます。

続いて１７ページでございます。農用地区域の編入ということで提出されてい

る案件でございます。
会長提出議案第４３号でございます。地区番号●、受付年月日は平成２９年２月１日、変更前の土地利用者は●●●●●●●●●●●●●、変更しようとする土地の所在面積ですが、●●●●●●●●番、登記簿地目、現況地目共に田、面積は１４，７７７㎡、編入前の用途区分は●●●●●、編入後の用途区分は農地、農地区分は第１種農地で資料は５１ページでございまして、水田に復旧した為ということでございます。位置につきましては、●●の●●●●●●から南西へ約３６０ｍ行った所が位置でございます。
続いて、会長提出議案第４４号でございます。地区番号●、受付年月日は平成２９年２月１日、変更前の土地利用者は●●●●●●●●●●様、変更しようとする土地の所在面積ですが、●●●●●●番●、登記簿地目、現況地目共に田、面積は５０２㎡、編入前の用途区分は農地、編入後の用途区分も農地です。農地区分は第１種農地、資料は５２ページです。土地改良事業の多面的機能発揮促進施設事業に参画の為ということでございます。位置につきましては、●●●●の●●●●●●さんから南東へ約３１０ｍ行った所が位置でございます。
先程の除外の４１号の場所が間違っていて、●●●●のすぐ南側を除外して●●●にしようとするものです。
以上です。

議長（会長）　事務局の説明が終わりました。本議案につきましても先日運営委員会で現地確認等を行っておりますので、運営委員長の報告をお願い致します。

寒川　巧委員　ご報告申し上げます。去る２月１４日第８回の運営委員会を開いております。朝９時に全員ご参加頂きまして、それぞれ打ち合わせを致しまして、さっそく除外申請が出ております案件の２９件について、現地確認を致しました。１０時前に出発したのですが約９０㎞近く走りまして、さぬき市内全部２９件について確認を致しました。●●●●が３件でございます。さらに●●●●関係が多くなっておりまして５件、●●●●が３件出ております。さらに●●●にということが５件、●●●●が１件、●●●●●が１件、●●を●●するということが２件、●●●●が１件、●にということが１件、●●●●にということが３件、●●●、●●●が２件、さらに農地に編入してくださいというのが２件です。これは１種農地に編入して下さいというのが出ておりまして、これが２件です。なお、無断転用が３件ほど是正で申請出しております。いずれも２９件について確認致しましたが、やむを得ないかなというように感じておりますが、ご審議のほうお願いしたいと思います。宜しくお願いします。

議長（会長）　運営委員長の報告が終わりました。会長提出議案第１６号から第４４号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。なお、質疑ある場合は議案番号指定の上お願い致します。

議長（会長）	野﨑委員さん宜しくお願いします。
野﨑正博委員	小委員長、ちょっとお聞きします。３９、４０。この人は何の商売をしているのかな。●●●●●●●●●。
議長（会長）	●●。●●●●●●●。
寒川　巧委員	●●●●といって、●●●の●●●●。
野﨑正博委員	そうしたら、●●●●●ではないのだな。●●●●●のほう。公な施設であればさぬき市として今までどのような指導をしていたのかなということをお聞きしたかった。
議長（会長）	よろしゅうございますか。 他にございませんか。
全委員	「なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第１６号から第４４号につきましてお諮りします。議案第１６号から第４４号について異議ありませんか。
全委員	「なし。」との声あり。
議長（会長）	では、議案第１６号から第４４号を原案の通り認めることと致します。 続きまして、日程第８。農業経営改善計画の審査について。会長提出議案第４５号を議題と致します。事務局より説明を求めます。
事務局	●●●●●の●●です。宜しくお願い致します それでは、議案第４５号ということで農業経営改善計画の認定について説明させて頂きます。座って失礼いたします。 今回、農業経営改善計画を提出されている方は●●●●様、住所はさぬき市●●●●●●●●番地●、昭和●●年●●月●日生まれです。この方、既に認定農業者になられていまして、今回継続となります。営農類型のほうは水稲と小麦、主に露地野菜を組み合わせております。それでは、資料に基づきまして説明致します。目標とする営農類型としましては、先程申しました水稲と小麦と露地野菜でございます。経営改善の方法の概要ですけど、新たにキャベツ栽培を取り組むことにより所得の向上を目指す。さらに機械及び雇用の導入により労働力の軽減を図りとりあえず農業経営を目指すとなっております。現在の作物作付別ですけども、水稲が１５町、小麦が１０町となっております。５年後の目標ですけど、水稲のほうはそのまま１５町ですが小麦のほうを１５町増やして、またキャベツのほうを８反新たに栽培するということにして、所得を向

上させていくという計画になっております。機械のほうもこの方、コンバイン等を導入されまして、労働力の軽減に努めたり、また今回新たにキャベツ栽培に取り組むことによって、今後農業での経営の改善を図っていくという計画となっております。
以上で説明のほうを終わらせて頂きます。

議長（会長）　事務局の説明が終わりました。本議案につきましても先日小委員会で協議していますので、小委員長の報告をお願い致します。

小林憲一委員　●●さんの件について、荒れ地に所有権を購入、検討しました。●●さんは良心的に経営されています。今後経営していくことに、別に問題なかろうかと思います。
以上です。

議長（会長）　小委員長の報告が終わりました。議案４５号について異議等がありましたら発言を認めます。

事務局　面積のほうですけど１５町と言いましたが、１町５反、すいませんでした。

議長（会長）　それでは、農業経営改善計画の審査について議案第４５号についてお諮りします。異議ありませんか。

全委員　「なし。」との声あり。

議長（会長）　それでは、原案の通り承認することと致します。本日の議案について以上ですが日程第９、その他で何かご意見がございましたら発言を認めます。

議長（会長）　寒川運営委員長、どうぞ。

寒川　巧委員　第８回の運営委員会が先程、開催して除外申請関係を２９件見てきましたと申し上げましたが、市役所のほうに帰って参りまして、さらに１時間近く皆さんで審議して１時半くらいになったのですが、その中でこの前もご報告致しましたが、新しい農業委員さんに対する会議方法とかどのような形で内規を決めていくかとか、色々な問題がありまして、今日皆様のほうに１部は写しが来ておりますが、これをそれぞれ持ち寄ってまた検討しようということになって、別かれております。時間がなくて全部は見ることが出来ませんでしたが、そういう形でまた第９回の運営委員会を近々開かなくてはならないということで、大変運営委員の皆様にはご迷惑をかけておりますが、慎重に審議して頂いておりますので一応報告させて頂きます。
以上です。

議長（会長）　はい、有難うございました。続いて事務局より。

事務局　先程、寒川委員さんからおっしゃって頂きましたが、募集要項を今回机の上に乗させて頂いております。一番上にある募集しましたというのは全体のご案内と、農業委員さんと推進委員さん別々にホッチキス止めしたものをおつけしていると思います。一つだけ訂正お願いします。農業委員さんの募集のほうで１０番の受付期間のほうが、２９年２月２１日月曜日となっております。申し訳ありません、火曜日の間違いのようです。修正のほうをお願いしたいと思います。
農業委員さんの募集のほうの１０番の受付期間の曜日が間違っております。申し訳ございません。それと、農家相談のほうの文章を机の上に置かせて頂いております。先般もお願いしたのですが、年に２回農家相談をすることになっておりますので、３月に農家相談を予定しております。この前の運営委員会の時において、運営委員さんのほうに出席して頂く委員さんをご提示頂きましたのでお名前を載せて頂いております。３月１６日木曜日に関しては午前中に津田地区寒川地区を予定しております。担当委員さんが蓮池委員さん、楠委員さん。寒川地区は有馬委員さん、鈴木委員さん、十川委員さん。志度地区に関しては小川委員さん、山田委員さん、大塚委員さんのほうが当番となっているということでしたので、当日宜しくお願い出来たらと思います。続いて３月１７日、大川地区と長尾地区とを予定しております。大川地区に関しては行梅委員さんと松岡委員さん、長尾地区に関しては砂川委員さん、小林委員さん、山津委員さんでお願い出来たらと思います。なにとぞ、当日宜しくお願いしたらと思います。もう一つだけお伺いしたいと思います。香川県農政課のほうの実態調査という調査がございます関係で、いくつか質問させて頂きますので挙手でご返事のほうをお願い出来たらと思います。３７名のうち選挙で選ばれた選挙委員の方３０名に関してお伺いします。専業農家であるか、兼業農家であるか、兼業農家のうちの主な収入が農業のほうであるかその他の収入であるか、農業生産法人の構成員であるか、４つの内のどれかの所に手を挙げて頂きたいと思います。それでは専業農家の方、挙手お願い出来ますか。１３。有難うございます。兼業農家で農業の所得が主である方、挙手お願い出来ますか。いらっしゃいませんか。兼業農家で農業の他の収入が主である方、９。有難うございました。農業生産法人の構成委員の方、３名ですか。有難うございます。同じく選挙で選ばれた方にお伺いします。年数をお伺いします。２年未満か、２年以上５年未満か、５年以上１０年未満、１０年以上、それぞれお伺いします。農業委員の在任期間です。２年未満の方、挙手お願いできますか。２年以上５年未満、全員。有難うございます。
ご協力有難うございました。以上です。

議長（会長）　以上をもちまして、平成２９年２月農業委員会定例会を閉会致します。
慎重なるご審議有難うございました。

（１５時１０分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第３条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・２９名　　反対委員・・・・・・・０名

・非農地証明願について

賛成委員・・・・・・・２９名　　反対委員・・・・・・・０名

・農地法第４条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・２９名　　反対委員・・・・・・・０名

・農地法第５条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・２９名　　反対委員・・・・・・・０名

・農用地利用集積計画の審議について

賛成委員・・・・・・・２９名　　反対委員・・・・・・・０名

・農用地利用配分計画の審議について

賛成委員・・・・・・・２９名　　反対委員・・・・・・・０名

・農業振興地域整備計画変更の答申について

賛成委員・・・・・・・２９名　　反対委員・・・・・・・０名

・農業経営改善計画の審査について

賛成委員・・・・・・・２９名　　反対委員・・・・・・・０名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員３１番

署名委員３２番